

監査実施結果報告書

平成20年度

平成21年5月22日

杉並区監査委員

1 平成20年度 監査の概要

1 監査の実施状況

平成20年度の監査方針（資料21頁参照）に基づき実施した監査及び審査の実施期間と対象等は、次のとおりです。

| | 監査・審査種別 | 実施期間 | 対象等 |
|---|--------------|----------------|---------------------------|
| 1 | 定期監査 | 平成20年4月～21年3月 | 庁内各課、71施設 |
| 2 | 工事監査 | 平成20年6月～21年4月 | 建築・土木工事5件 |
| 3 | 行政監査 | 平成20年11月～21年4月 | 庶務事務システムの運用管理について1件 |
| 4 | 財政援助団体等監査 | 平成20年6月～21年3月 | 交付団体等76団体 |
| 5 | 住民監査請求に基づく監査 | 平成20年4月～21年2月 | 請求5件 |
| 6 | 決算審査等 | 平成20年8月～20年9月 | 決算4件、基金3件 |
| 7 | 例月出納検査 | 平成20年4月～21年5月 | 14回 |
| 8 | 健全化判断比率審査 | 平成20年8月～20年9月 | 健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式 |

2 監査結果

監査委員の決定した監査及び審査結果は次のとおりです。

| | 監査・審査種別 | 監査結果 | 監査結果報告及び公表日 |
|---|--------------|-------------------------|--|
| 1 | 定期監査 | 指摘事項2件 注意事項32件 | 平成20年9月29日、10月28日、平成21年1月24日、1月28日、3月30日、4月16日 |
| 2 | 工事監査 | おおむね適正 | 平成21年3月30日、4月28日 |
| 3 | 行政監査 | システム運用管理は、おおむね適正に行われている | 平成21年5月22日 |
| 4 | 財政援助団体等監査 | 注意事項5件 | 平成21年4月16日 |
| 5 | 住民監査請求に基づく監査 | 棄却2件、却下3件 | 平成20年5月28日、6月10日 |
| 6 | 決算審査等 | 計数に誤りなく、適正に処理 | 平成20年9月2日 |
| 7 | 例月出納検査 | 計数に誤りはなし | 各月22日(事務局)及び28日(監査委員) |
| 8 | 健全化判断比率審査 | 計数に誤りなく、適正に算定 | 平成20年9月2日 |

3 監査の観点及び結果の概要

(1) 定期監査（『定期監査結果報告（概要）』6頁参照）

合規性、正確性、経済性、有効性、効率性の観点から、予算執行、現金等の出納保管、財産管理等について適切な執行がなされているかを監査しました。

また、監査の重点事項として、契約事務(随意契約)、物品管理（危険物や薬品）の安全対策、前渡金の管理、職員の勤怠管理の4項目を設け、監査を実施し、監査結果の報告は部毎に、6回に分けて行いました。

その結果、指摘事項は2件、注意事項は32件でした。

主な指摘事項、注意事項は次のとおりです。

ア 不納欠損の決定に係る事務処理が、適正に行われていなかった。(指摘事項)

イ 重点事項として設定した随意契約では、見積書の徴取に不十分なものが見受けられた。(注意事項)

ウ 重点事項として設定した危険物や薬品の安全対策では、薬品保管庫等の転倒防止策や薬品の管理書類に不備なものが見受けられた。(注意事項)

エ 重点事項として設定した職員の勤怠管理では、出勤記録等の整理に不適切なものが見受けられた。(注意事項)

オ 予算執行では、業務委託契約における検査、履行確認に不適切なもの、旅費の支給に不適切なものが見受けられた。(注意事項)

カ 財産管理では、行政財産の目的外使用手続き、施設の安全確保対策や保全対策に不十分なものが見受けられた。(注意事項)

(2) 工事監査（『工事監査結果報告（概要）』15頁参照）

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、計画、設計、積算、施工等の工程について適切な執行がなされているかを監査しました。

また、各監査の予備調査として、専門的能力を活用した技術調査を実施しました。

監査は、建築4件・土木1件の計5件の進行状況に応じて実施し、監査結果の報告を各工事毎に行いました。

全ての監査において、指摘事項及び注意事項はともになく、おおむね適正と認められましたが、各工事に対して、以下の要望等を行いました。

ア 杉並区立杉並芸術会館

吹き抜け螺旋階段について、施設管理・運営における安全対策の必要性

今後の工事に関する参考事項及び当該施設の維持管理に関する要望事項

(ア) 適切な設計価格算出方法の検討

(イ) 屋根に樋がない当該建築物の雨水に対する保守管理体制の検討

(ウ) 鉄板コンクリート構造の屋根について雨漏り等の防止のための監視・点検方法等の検討

イ 杉並区立高円寺南保育園外

今後の工事に関する改善要望事項

(ア) 工事記録写真における撮影日時、目的、内容の明確化

(イ) 監理業務受託者の研鑽、現場監督員の的確な指導の必要性

ウ 宮前地区計画街路

今後の工事に関する改善要望事項

(ア) 成果品(計画及び設計に係る設計図書)のダイジェスト版作成等の必要性

(イ) 工事管理(発注者側)における書類管理及び現場監督員の請負者に対する指導徹底の必要性

エ 杉並区立天沼小学校

今後の工事に関する参考要望事項

(ア) 仮設工法変更における工法別の経済比較検討書類の保存の必要性

(イ) 工事写真撮影時の工事写真看板等への日付表示を行う必要性

(ウ) 基本設計委託時、設計の質の確保の視点から、設計者選定方式の検討の必要性

オ 杉並区立荻窪小学校

今後の当該施設の維持管理等に関する要望事項

(ア) クールヒートトレンチの効果を評価するためのデータ収集等の必要性

(イ) 屋内運動場屋根緑化のメンテナンス記録の必要性

(3) 行政監査

テーマとして「庶務事務システムの運用管理について」を選定し、最少の経費で最大の効果を上げるよう事務が執行されているかの検証に主眼を置き、経済性、効率性、有効性の観点から、庶務事務システムの運用管理、使いやすさ、事務の効率化等について監査しました。

監査は、政策経営部職員課を対象として、システム利用状況に関するアンケート結果を含む各種資料の提出を求め、説明聴取、テストデータによるシステム操作のデモンストレーションを実施して行いました。

その結果、庶務事務システムの稼働により意思決定の迅速化や情報の共有化が図られ、行政運営がより一層効率的に運用できる環境が整い、全体としてはシステム導入の成果が着実に現れていると認められるものの、検討・改善を求める事項として、システムの運用管理に関しては、出勤記録の確認及び管理の徹底、退勤時打刻の早期実施、システム稼働後の職員研修やマニュアル整備などサポート体制の実施等を要望しました。また、システムの利便性の面では、旅行命令申請など各種申請手続きにおけるシステム上の課題等への取り組みを要望しました。

さらに、今後課題とすべき事項として、下記の要望を行いました。

ア 出勤管理や休暇等の各種届出について、常勤職員は庶務事務システムで、非常勤職員は紙ベースでという二重管理状態となり事務負担の軽減や統一的な出勤状況把握などシステム導入効果が十分に図られていない。事務効率の一層の向上を図るため、早期一元化に向けた努力をすること。

イ 庶務事務システム導入後のコスト分析を実施し、職員のコスト意識の向上やIT化の効果を数値で把握できるよう、その導入効果を検証すること。

(4) 財政援助団体等監査

区が交付している補助金等が、補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査しました。

補助金等交付団体66団体、出資団体（区が資本金等の4分の1以上を出資している団体）6団体、区立施設の指定管理者4団体の計76団体を対象として監査しました。

また、所管部局に対しては、財政援助団体等へ指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を行いました。

その結果、指摘事項は認められず、注意事項は5件でした。

主な注意事項は、次のとおりです。

ア 補助金の根拠となる要綱が区公式ホームページに誤って掲載されていた。

イ 損害保険の加入に問題があるものが見受けられた。

ウ 補助金収入依存度の高まり等が継続しているものが見受けられた。

エ 団体の運営に、計画性、目的適合性等の評価が低い状況となっているものが見受けられた。

オ 施設点検の結果、不良等の指摘を受けながら、対応されなかったものが見受けられた。

(5) 住民監査請求に基づく監査

区民から、違法・不当な公金の支出など財務会計上の行為等について監査の請求がなされたので、監査を実施しました。

監査の請求は、杉並区立和田中学校特別補習事業にかかる事案、政務調査費にかかる事案、杉並師範館にかかる事案及び住基ネットにかかる事案（2件）の計5件が提出されました。

提出された5件のうち、杉並区立和田中学校特別補習事業にかかる事案、政務調査費にかかる事案は、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を備えていると認められたため、監査を実施しました。その結果、いずれも請求人の主張には理由がなく、棄却となりました。

また、杉並師範館にかかる事案及び住基ネットにかかる事案は、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を備えていないため、いずれも却下となりました。

(6) 決算審査・基金運用状況審査

平成19年度一般会計及び特別会計の決算計数が、正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、財政指標にも着目して審査しました。

また、基金運用状況については、計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査しました。

その結果、歳入歳出決算の計数に誤りはなく、予算執行及び財産管理は全体としては適正であると認められ、また、基金運用状況の計数に誤りはなく、管理は

適正であると認められました。

なお、審査結果に基づき、区政運営について次のような要望を行いました。

ア 行財政改革の歩みを、更に着実なものとするよう努力すること。

イ 歳入の確保及び負担の公平の観点から、収入未済額の減少へ向け、より一層努力すること。

ウ 質の高い区政の実現を目指すため、職員の能力開発、コスト意識の向上を図るとともに、健康管理にも十分配慮すること。

エ 民間事業化提案制度や区民との協働を推進し、サービス供給主体の多様化を図り、より一層施策の効率化に努力すること。

オ 運用基金については、活用状況等を踏まえた検討をすること。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを検査するとともに、現金や証書類の保管について検査しました。

併せて、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行いました。

その結果、各月の計数に過誤はないこと、並びに現金や証書類の保管は適切であることを確認しました。

(8) 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行により、平成19年度決算から、健全化判断比率等の審査を行い、意見を公表することになりました。

審査は、平成19年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び健全化判断比率に関する算定様式について算出過程に誤りがないか、算定の基礎となった関係書類が適正に作成されているか、適切な算定要素が計算に用いられているかなどに主眼を置き、実施しました。

その結果、4つの健全化判断比率は、いずれも関係法令に準拠して適正に算定され、また、健全化判断比率に関する係数は、算定の基礎となった付属資料等と照合し、いずれも誤りのないことを確認しました。

指摘事項・注意事項について

「指摘事項」は内容が重大であると判断したもので、指摘事項について、その措置報告を文書により求め、措置内容を公表するものです。

「注意事項」は、指摘事項に比較し軽易なものですが、是正又は改善を指示し、報告を求めるものです。

1 監査の実施期間

平成20年4月から平成21年3月まで

2 監査の観点及び重点事項

監査は次の点を主眼とし、平成20年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。資料21頁参照）に基づき実施しました。

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 現金及び物品の出納保管は適正に行われているか。
- (3) 土地及び建物の保管は適正に行われているか。

その際、事務事業執行の合规性、正確性はもとより、経済性、さらには経費に見合った効果が上がっているか、事業が所期の目的を達成しているかの有効性の観点にも留意し、庶務事務システムや新財務会計システムの適切な運用にも着目して実施しました。

また、監査を効果的に実施するため、次の重点事項を設け行いました。

- (1) 契約事務(随意契約)について
- (2) 物品管理（危険物や薬品）の安全対策について
- (3) 前渡金の管理について
- (4) 職員の勤怠管理について

3 監査の方法

- (1) 庁内各課（行政委員会事務局を含む。以下同じ。）

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取と質疑応答、関係資料と諸帳簿及び帳票等の照合、証拠書類の確認等を行いました。

- (2) 庁外施設

指定した施設に赴いて、提出された監査資料に基づく関係部課長及び施設長の説明聴取と質疑応答、関係資料と諸帳簿及び帳票等の照合や証拠書類の確認、並びに施設の管理状況等の実査等を行いました。

4 監査の対象部局

- (1) 庁内 各課

- (2) 庁外 71施設

ア 区民生活部（8施設）

区民事務所(3所)、地域活動係(2所)、消費者センター、久我山会館、宿泊施設「弓ヶ浜クラブ」

イ 保健福祉部（31施設）

杉並福祉事務所(3所)、生活園(1園)、ゆうゆう館(2館)、保育園(8園)、児童青少年センター、児童館(8館)、こども発達センター、杉並保健所、保健センター(5所)、衛生試験所

ウ 都市整備部（2施設）

杉並土木事務所、公園管理事務所(1所)

エ 環境清掃部（2施設）

杉並清掃事務所(2所)

オ 教育委員会（28施設）

小学校(11校)、中学校(6校)、済美教育センター、幼稚園(1園)、科学館、郷土博物館、中央図書館、地域図書館(3館)、体育施設(2所)、南伊豆健康学園

5 監査の対象事務

平成19年度（一部平成20年度）杉並区一般会計、杉並区国民健康保険事業会計、杉並区老人保健医療会計、杉並区介護保険事業会計、及び後期高齢者医療事業会計（平成20年度）に係る事務。

6 監査の実施場所

- (1) 庁内各課については、監査委員室及び監査委員事務局において実施しました。
- (2) 庁外の課及び庁外施設については、当該施設において実施しました。

7 監査の結果

総括

一部に指摘事項及び注意事項があったが、全体としては適正であると認められた。

指摘事項

1 不納欠損の決定にかかる事務処理が適正に行われていなかったもの

杉並区職務権限規程に基づいて定められた事案決定基準によると、区税に係る滞納整理に関するもののうち、不納欠損について決定することは、部長が決定する事案に区分されている。

また、予算事務規則においては、不納欠損処分をするときは、あらかじめ政策経営部長に合議されていなければならないと定められている。

しかしながら、平成19年度特別区税の不納欠損については、その重要性にもかかわらず、適正な事務処理が行われていなかったものが、次のとおり見受けられた。

(1) 不納欠損の決定にかかる事務処理自体が行われていなかったもの

平成19年度特別区民税普通徴収分の不納欠損（不納欠損額1億8,523万7,830円）については、文書の事務処理自体が行われていなかった。

したがって、事案決定基準に基づいた区民生活部長の決裁及び予算事務規則に定められた政策経営部長の合議が行われていなかった。

（納税課）

(2) 不納欠損の決定にかかる事務処理が適正でなかったもの

平成19年度軽自動車税滞納繰越分の不納欠損（不納欠損額443万3,100円）については、政策経営部財政課長まで合議が行われた上で、決裁は区民生活部課税課長によって行われていた。

したがって、事案決定基準に基づいた区民生活部長の決裁及び予算事務規則に定められた政策経営部長の合議が行われていなかった。

（課税課）

区の決算に影響する不納欠損の決定にかかる事務処理が適正に行われていなかったということは重大であり、今後、このようなことが再び生じることがないように、財務会計システムの運用等も含め事務処理の改善を図られたい。

注意事項

1 予算の執行状況について

(1) 業務委託契約における提出書類の提出を受けていなかったもの

電気設備保守点検業務委託契約又は、電気工作物保安業務委託契約において、当該業務委託仕様書により業務終了後の提出書類として定めている、定期点検時における各種測定状況を撮影した点検写真が受託者から提出されておらず、また、職員も契約内容の把握が不十分であり、提出を求めている事例が下記の主管課で見受けられた。

各施設の管理責任者は、建築物等の各種業務委託契約に基づく業務内容の検査、履行確認の徹底が必要である。

（保育課）（児童青少年課）（福祉事務所高円寺事務所）
（福祉事務所高井戸事務所）（高井戸保健センター）（高円寺保健センター）（上井草保健センター）（和泉保健センター）（衛生試験所）

(2) 旅費の支給に誤りがあったもの

杉並区職員の旅費に関する条例の運用方針等について（平成12年3月30日付け依命通達）によると、旅行者が住居から直接用務地へ旅行する場合又は用務地から直接帰宅する場合で、その旅行経路の全部又は一部が通勤経路と重複するときは、原則としてその重複する部分の交通費は支給しないものとされている。

しかしながら、庶務事務システムによる旅行命令において、バスを利用した旅行経路が通勤経路と重複するにもかかわらず、その重複する旅行経路の交通費を支給していた事例が下記の主管課で複数見受けられた。

（高円寺保健センター）（上井草保健センター）
（教育委員会事務局庶務課）

(3) 契約事務(随意契約)において、契約事務規則等に従った適正な処理がなされていなかったもの

「杉並区契約事務規則」第39条によると、契約担当者は、随意契約によるうとするときは～(省略)原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならぬとされ、同条に基づき、「入札・契約制度の改善及び随意契約の適正化について」(平成12年9月28日 経理課長通知)や契約事務の手引きでは、予定価格10万円を超え30万円以下の契約の場合には2～3者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、当該契約業者1者のみで見積書により契約している事例が次の学校で複数見受けられた。

契約事務にあたっては、適正に処理することが必要である。

(杉並第一小学校)(高南中学校)

なお、主管部局は契約事務の適正な処理について、全学校に対して指導されたい。

(教育委員会事務局庶務課)

2 現金・物品の出納保管状況について

(1) 物品の管理が適切でなかったもの

平成17年度から「毒物及び劇物取締法」における業務上取扱者に関する業務が、東京都から特別区の事務に移管されたことに伴い、杉並保健所は、毒物劇物の実態調査を平成18年度に区立中学校、19年度に区立小学校を対象に実施した。

教育委員会事務局学務課は、その調査結果に基づき、学校に対し適正な対処を行うよう文書により指導している。

しかしながら、次のような事例が見受けられた。

ア 薬品保管庫・薬品戸棚の転倒防止策が講じられていなかったもの

「杉並区立学校安全対策の手引き」によると、薬品の安全管理の観点から、薬品保管庫・薬品戸棚には転倒防止策を講じることとされている。

しかしながら、薬品保管庫や薬品戸棚を壁や床に固定せず、そのまま放置していた事例が、次の学校で見受けられた。

学校の説明によれば、平成19年度又は20年度に校舎内装工事实施後、薬品保管庫・薬品戸棚の固定状況の確認を行っていなかったということであるが、地震の際、毒物劇物による被害を最小限のものにするため、転倒防止策を早急に講じることが必要である。

(杉並第二小学校)(高円寺中学校)

イ 薬品の管理書類が不備だったもの

「杉並区立学校安全対策の手引き」によると、薬品の適正管理の観点から、薬品管理台帳、毒物劇物危害防止管理規定、毒物劇物管理簿、緊急

連絡網、毒物劇物取扱状況自己点検表を作成することとされている。

しかしながら、平成19年度、杉並保健所が実施した実態調査において書類の不備が指摘されたにもかかわらず、改善されていない事例が見受けられた。

薬品の紛失等の事故を防止し、適正に管理するため、必要な書類を整備することが必要である。

(西田小学校)

なお、監査委員は、教育委員会事務局に対し、平成15年度、16年度、18年度、19年度にも薬品の適正管理について注意を行っている。

教育委員会事務局庶務課及び学務課は、平成18・19年度に実施した毒物劇物の実態調査結果を無にすることなく、薬品の安全で適正な管理の実現を図るため、改めて全学校に対する指導を徹底し、必要な対策を至急講じられたい。

(教育委員会事務局庶務課)(学務課)

3 土地及び建物の保管状況について

(1) 公有財産管理規則等に基づいた目的外使用の手続きが行われていなかったもの

行政財産の目的外の使用許可については、公有財産管理規則において、許可の基準等が定められ、行政財産を使用しようとする者がいるときは、あらかじめ許可申請書を提出させなければならないこととなっている。また、使用許可書の交付にあたっては、使用料の額など、必要な条件を付さなければならないと定められている。

しかしながら、阿佐谷区民事務所については、北東側敷地内にA株式会社の電柱支線が設置されているにもかかわらず、目的外使用の許可手続きが行われていなかった。

速やかに必要な事務手続きを行い、適正な財産管理に努められたい。

(区民課)

(2) 施設の安全確保対策が適切でなかったもの

ア 法定点検結果への対応が不適切だったもの

高井戸市民センターの消防用設備等点検結果報告書において、「1階階段西側防火戸がヒンジ不良のため、完全閉鎖しません。改修を要します。」との指摘を平成19年6月、12月、平成20年6月の3回受けていたにもかかわらず、修理等の対応が図られていなかった。

施設の安全確保のため、点検結果に基づいた適切な対応に努められたい。

(地域課)

イ 地盤沈下による対応が必要なもの

(ア) 和泉保育園では、地盤沈下が生じ、事務室床が傾斜するとともに、事務室扉と枠の間に隙間が生じていた。

建物の基礎などについて調査し、その結果を参考に対応を検討されたい。

(和泉保育園)

(イ) 科学館東南に位置する非常階段(鋼製・らせん階段)は、避難用階段の位置づけであるが、基礎が建物本体から独立した基礎であるため、この基礎が沈下して非常階段と建物本体との間に歪みが生じて階段部分が傾き、手すりにも一部亀裂が生じていた。また、この非常階段の降立ち口付近一帯に孟宗竹が繁茂し、階段全体が見通せない状況になっていた。

建築基準法上の避難施設であり、使用に支障が生じないよう、十分な保全管理が必要である。

なお、この他にも施設全体に老朽化が進んでいる。改築計画との係わりもあって、施設の保全に十分な手が加えられていないためと思われるが、早期に計画を定め、適切な対応がなされることが望ましい。

(科学館)

ウ 庇の剥離や梯子の腐食があるもの

庇の下側の一部に剥離が発生し、鉄筋の露出している部分が複数見受けられ、また、屋上高架水槽につけられた梯子は錆に伴う腐食が著しく進行している。

調査し、安全確保のため必要な処置を図られたい。

(善福寺児童館)

エ 施設の修繕工事等が未実施のもの

平成20年6月、教育委員会が実施した「施設の一斉安全点検」により、学校施設において危険と指摘され安全対策が必要となった箇所について、修繕工事等が未実施の学校が見受けられた。

児童や利用者の生命・身体を守る観点から、教育委員会事務局庶務課は関係課等と十分に調整の上、必要な対策について速やかに実施されたい。

(教育委員会事務局庶務課)

(3) 施設の保全対策が適切でなかったもの

ア 園庭の排水に支障をきたしているもの

雨天の際、園庭にたまった雨水が円滑に排水されないことがあり、東隣地側へ園庭からの雨水流出を防ぐため、土嚢が置かれている。園庭のU字溝に、枯れ葉等が堆積している状況も見受けられた。

園庭の排水の支障について原因を調査し、必要な対応を図りたい。
(下高井戸保育園)

イ 外階段の塗膜が劣化して錆が発生していたもの

南伊豆健康学園宿泊棟の外階段は、塗膜が劣化して剥離しているとともに、錆が発生して鉄部の腐食が進行している。鉄骨の外階段であるため定期的な塗装などの維持管理が必要であるにもかかわらず、管理が十分に行き届いていないと思われる。直ちに利用が困難という状態ではないとしても、施設保全上、適切とはいえない。さらに、宿泊棟は、多数の児童が寮生活を送っている施設であり、この外階段が非常時の避難経路であることからすると、安全管理上の配慮もすべきである。

(南伊豆健康学園)

ウ 雨漏り対策が十分でなかったもの

南伊豆健康学園教室棟3階は、各教室及び廊下の随所に天井からの雨漏りが発生している。応急措置が施されているとはいえ、修繕した部分は天井板が無く、雨受けのステンレス容器が露出している。また、集められた雨水はパイプを伝って教室等の室内のバケツに入れられている。

体育館においても、随所に屋根からの雨漏りが発生しており、対策が必要な状況である。

行財政改革実施プランにおいて、学園の見直しが検討されているが、学園が継続されるかは別にして、教育施設として、必要な最低限の対策を速やかに講じる必要がある。

(南伊豆健康学園)

4 職員の服務について

(1) 職員の勤怠管理において、出勤記録の整理等が適切でなかったもの

「杉並区職員服務規程」第6条及び第8条並びに「杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」第7条等の規定によると、職員は、出勤時限までに出勤したときは、自ら出勤の記録に必要な所定の操作を行わなければならないとされ、出張及び超過勤務の申請については、庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとされている。また、「杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程」第5条によると、整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やかに庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならないとされている。

しかしながら、出勤したにもかかわらず、出勤の記録に必要な所定の操作が行われない、また、週休日に出勤したにもかかわらず、振替処理または、超過勤務の申請が行われないなど、その後も出勤の記録を修正するな

どの適切な事務処理が行われなかったため、庶務事務システムにおける出勤の記録がエラーの状態のまま翌月以降も数ヶ月間放置されていた事例が、下記の主管課で複数見受けられた。

出勤の記録の正確な管理は、服務規律の基本をなし、給与算定の基礎となるものであり、職員一人ひとりがその重要性を認識し、適切に処理を行うとともに、整理保管者は速やかに点検、修正処理を行うことが必要である。

| | エラー表示の日 | 原因 | 処理内容 |
|------|-------------|-------------------|--------|
| A 職員 | 20年4月28日(月) | 勤務日の打刻もれ | 打刻処理 |
| B 職員 | 20年8月 2日(土) | 休日出勤に対する超過勤務の届出もれ | 超過勤務処理 |

(国保年金課)

| | エラー表示の日 | 原因 | 処理内容 |
|------|-------------|-----------|------|
| C 職員 | 20年7月 8日(火) | 勤務日の打刻もれ | 打刻処理 |
| D 職員 | 20年6月 8日(日) | 休日出勤の打刻もれ | 打刻処理 |

(福祉事務所 高円寺事務所)

| | エラー表示の日 | 原因 | 処理内容 |
|------|-------------|---------------------|-------------------------------------|
| E 職員 | 19年5月19日(土) | 勤務日の打刻もれ | 打刻処理 |
| F 職員 | 20年3月29日(土) | 休務日に誤って超過勤務命令(打刻なし) | 超過勤務命令承認取消、誤支給の戻入 (誤支給額4,032円) |

(杉並清掃事務所)

8 まとめ

平成20年度に実施した定期監査は、事務事業執行の合規性及び正確性に主眼をおき実施し、併せて、各種事業が経済的・効率的に執行され、経費に見合った効果を上げているか所期の目的を達成しているかという点にも留意しました。また、庶務事務システムや新財務会計システムの適切な運用にも着目して実施しました。

その結果、全体としては適正に執行されていると認められましたが、「7 監査の結果」に示したとおり、会計制度の理解不足、不十分な主管部局内の検査や履行確認体制、不適切な財産や物品管理など、これらに起因する事務執行の誤りや危険防止対応が必要な事例がありました。

また、記載事項以外にも、契約の書類作成や手続方法、現金出納簿等帳簿の記載方法、施設の適切な管理方法等、軽微ではあるが誤りがあり、改善が必要なものが見受けられたので、監査現場で指導を行いました。

これらについては、翌年度に改善する旨の報告を受けたものが一部あるものの、そのほとんどが当該年度に改善されています。

しかし、上記のような過誤を防止するためには、各主管部局において、担当職員が職務知識の習得・向上に取り組むとともに、有効に機能する事務事業執行のチェック体制の整備を図ることが不可欠と考えます。

当区では、庶務事務システム、新財務会計システム等の導入等により、簡素で効率的に事務事業を執行する環境が急速に整いつつあります。今後、システムに安住することなく、IT化の効果を有効に活用し、事務事業の執行管理の適正化を一層徹底するよう要望します。

なお、今回、指摘、注意等を受けていない主管部局においても、監査が試査（抜き取り）方式であることを考慮し、記載事項を自らの事例として真摯に受け止め、事務事業執行の合规性・正確性・経済性等の確保に努めるよう、十分留意願います。

今後とも、適正な事務事業執行に努め、区民に信頼される区政を実現するよう、なお一層の努力を要望します。

1 監査の実施期間

平成20年6月から平成21年4月まで

2 監査の観点

工事監査は次の点を主眼とし、平成20年度杉並区監査方針（以下「監査方針」という。資料21頁参照）に基づき実施しました。

- (1) 計画段階の事前調査、研究
- (2) 設計図書、設計資料等の整備状況及びその運用
- (3) 積算基準、積算資料等の整備状況及び単価設定
- (4) 品質管理、安全管理及び工程管理
- (5) その他、計画・設計・積算・施工等の各段階における法規性、経済性、効率性及び有効性の検証

3 監査の方法

- (1) 監査は、提出された監査資料に基づき、説明を聴取し質疑応答を行うとともに、工事施工場所に赴いて、工事施工状況等の実地監査を行いました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する「技術士」の資格者団体（社団法人日本技術士会及び特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム）に委託して工事技術調査を実施し、その結果報告を監査の参考としました。

4 監査の対象工事

平成20年度に着手した工事及び平成20年度以降に竣工となる工事で、次のいずれかに該当するものを抽出して対象としました。

- (1) 原則として契約金額1億5千万円以上の工事
- (2) 契約金額1億5千万円未満であっても重要性、話題性のある工事
- (3) 監査委員が指定した工事

5 監査の対象施設、実施日及び工事概要等

(1) 杉並区立杉並芸術会館

ア 技術調査日 平成20年10月29日

(特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)

イ 実地監査日 平成20年12月9日

ウ 監査区分 竣工監査

エ 主管部局名 経理課、営繕課、区民生活部管理課

オ 工事概要 工事件名 杉並区立杉並芸術会館建築工事等

工事場所 杉並区高円寺北二丁目1番2号

工期 平成18年12月12日から平成20年11月28日まで

契約金額 2,729,870,960円
 構造規模 地上鉄骨造、地下鉄筋コンクリート造
 地下3階地上3階建て
 敷地面積 1,649.26m²
 建築面積 1,107.86m²
 延床面積 4,977.74m²

(2) 杉並区立高円寺南保育園・ゆうゆう高円寺南館・職員高円寺防災住宅

ア 技術調査日 平成20年12月2日(社団法人日本技術士会)
 イ 実地監査日 平成21年1月16日
 ウ 監査区分 竣功監査
 エ 主管部局名 経理課、営繕課、防災課、高齢者施策課、子ども・子育て
 計画担当課、保育課
 オ 工事概要 工事件名 杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災
 関連施設建築工事等
 工事場所 杉並区高円寺南四丁目44番
 工期 平成19年10月19日から平成21年1月30日まで
 契約金額 780,738,630円
 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上6階建て
 敷地面積 1,093.29m²
 建築面積 602.29m²
 延床面積 2,455.32m²

(3) 宮前地区計画街路

ア 技術調査日 平成21年2月4日(社団法人日本技術士会)
 イ 実地監査日 平成21年3月18日
 ウ 監査区分 竣功監査
 エ 主管部局名 経理課、地区整備担当課、建設課、杉並土木事務所
 オ 工事概要 工事件名 宮前地区計画街路築造工事
 工事場所 杉並区宮前二丁目15番～8番先
 工期 平成20年9月25日から平成21年3月31日まで
 契約金額 116,560,500円
 主な工事内容 道路延長 154.1m
 車道面積 699.3m²
 歩道面積 456.0m²
 植樹帯面積 185.9m²
 車道幅員 3.3～4.0m

(4) 杉並区立天沼小学校

ア 技術調査日 平成21年1月29日
 (特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム)
 イ 実地監査日 平成21年3月17日
 ウ 監査区分 中間監査

| | | | |
|---------|-------------------|--------------------------------------|--|
| 工 主管部局名 | 経理課、営繕課、学校適正配置担当課 | | |
| オ 工事概要 | 工事件名 | 杉並区立天沼小学校建築工事等 | |
| | 工事場所 | 杉並区天沼二丁目46番 | |
| | 工期 | 平成20年7月1日から平成22年8月12日まで | |
| | 契約金額 | 3,193,260,000円 | |
| | 構造規模 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て | |
| | 敷地面積 | 6,256.90m ² | |
| | 建築面積 | 2,701.85m ² | |
| | 延床面積 | 8,714.19m ² | |

(5) 杉並区立荻窪小学校

| | | | |
|---------|-----------------------|------------------------------|--|
| ア 技術調査日 | 平成21年2月2日(社団法人日本技術士会) | | |
| イ 実地監査日 | 平成21年3月24日 | | |
| ウ 監査区分 | 竣功監査 | | |
| 工 主管部局名 | 経理課、営繕課、学校適正配置担当課 | | |
| オ 工事概要 | 工事件名 | 杉並区立荻窪小学校移転改築建築工事等 | |
| | 工事場所 | 杉並区宮前二丁目13番 | |
| | 工期 | 平成19年6月30日から平成21年3月17日まで | |
| | 契約金額 | 2,280,915,000円 | |
| | 構造規模 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上4階建て | |
| | 敷地面積 | 11,022.32m ² | |
| | 建築面積 | 3,606.34m ² | |
| | 延床面積 | 8,290.42m ² | |

6 監査の結果

総括

一部の工事において、次の要望事項があったが、全体としては適正であると認められた。

指摘事項

指摘する事項は認められなかった。

注意事項

注意する事項は認められなかった。

要望事項

(1) 杉並区立杉並芸術会館建築工事等

地下2階から地上2階までの吹き抜け螺旋階段について、手すりの形状等から転落等の危険性が懸念され、施設の安全性に多少の不安が残る。今後、

施設を管理・運営するにあたっては、安全対策について十分な配慮が必要である。

また、技術調査結果では、以下の点について検討が求められている。今後の工事の参考とされるよう、また、当該施設の維持管理への十分な配慮がなされるよう要望する。

- ア 建築工事において、当初3回の入札は不調、不成立となっており、特殊な建築物での積算上の制約、主要建材である骨材価格の急激な上昇の原因はあったものの、適切な設計価格を算出できる方法の検討
- イ 当該建築物は、屋根には樋がなく、雨水は壁を伝わって流す構造となっているため、汚れ、さび等に対する保守管理体制の検討
- ウ 鉄板コンクリート構造となっている屋根について、材料の膨張率の違いによるゆがみ等の発生による雨漏り等の防止のための監視・点検方法等の検討

(2) 杉並区立高円寺南保育園外1施設改築及び防災関連施設建築工事等

技術調査結果では、以下の点について工事所見が示されている。今後の工事において、改善が図られるよう要望する。

- ア 工事記録写真について、記録及び確認のための写真としての要件である撮影日時、撮影目的、撮影内容の明確化
- イ 施工監理業務における品質管理上の基本的な事項（鉄筋コンクリートの耐久性に大きく影響する鉄筋の被りの厚さ等）の質問に対し即座の回答がなかったこと、及び建設現場の清掃が良好でなく整理整頓ができていなかったことについて、監理業務受託者としての業務への研鑽及び現場監督員の的確な指導の必要性

(3) 宮前地区計画街路築造工事

技術調査結果では、以下の点について工事所見が示されている。今後の工事において、改善が図られるよう要望する。

- ア 成果品（計画及び設計に係る設計図書）の受領に際しては、設計内容の迅速かつ正確な把握のためダイジェスト版の作成等の必要性
- イ 工事監理（発注者側）にあたって、労働安全管理関係書類を請負者から事前提出させること及び現場監督員の請負者に対する指導徹底の必要性

(4) 杉並区立天沼小学校建築工事等

技術調査結果では、以下の点について工事所見が示されている。これらについては、すでに対応がなされたものもあるが、今後の工事の参考とされるよう要望する。

- ア 仮設工法の変更について、親杭横矢板工法、SMW工法の他に鋼矢板工法も含めた経済比較の検討書類を残しておくことの必要性
- イ 工事写真を撮影する際に、撮影日が分かるように工事写真看板等に日付

の表示をする必要性

ウ 基本設計委託の低額入札について、設計の質の確保の視点から、設計者選定方式の検討の必要性

(5) 杉並区立荻窪小学校移転改築建築工事等

技術調査結果では、以下の点について工事所見が示されている。今後、当該施設の維持管理等において適切な対応がなされるよう要望する。

ア クールヒートトレンチの性能について、その効果を客観的に評価するためのデータ収集等の必要性

イ 屋内運動場屋根緑化のメンテナンス記録の必要性

7 まとめ

平成20年度の工事監査は、計画・設計・積算及び施工等の各段階における合規性・妥当性の検証、特に各工事が正確かつ経済的・効率的に執行され、さらに有効にその目的を達成しているかどうかに着目し、実施したところですが、全体としては適正に執行されていると認められました。

しかしながら、技術面での専門的知識を活用した監査の実施を図るため、工事監査の実施に先立ち、社団法人日本技術士会及び特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに委託し、技術士による工事技術調査を行い、それぞれの工事について、技術調査報告書が提出され、さまざまな所見が示されています。

各主管部局においては、これらの所見を謙虚にとらえて検討・分析の上、今後の改善の参考とされ、工事等に役立てるよう期待します。

平成20年度 杉並区監査方針

平成20年2月28日

監査委員決定

1 監査の基本方針

日本の経済は平成14年を底とした息の長い回復基調にある中で、政府は、平成20年度の経済見通しにおいて、名目の経済成長率を2.1パーセント程度になると見込んでいる。

しかし、社会保障費の増大や原油価格の高騰、サブプライムローン問題を背景とする金融資本市場の変動など様々なリスク要因があり、先行きは楽観視できない面がある。

杉並区においては、平成20年度一般会計の当初予算案は対前年度2.1パーセント増となり、「杉並のいのちを育む予算」として、区民健診の充実、30人程度学級の推進、危機管理対策の強化、エコスクール化の推進、区役所サービスの充実などに、積極的に取り組むこととしている。

一方で、第4次行財政改革実施プランに基づき、簡素な区役所の確立や財源の確保と負担の公平化などの改革を行い、その財政効果を確実なものにすることも求められている。

また、財務会計の業務では、広範な施策が明確に、効率的に執行できる基盤を整えるものとして新システムの導入が予定されている。

このような状況の中で、平成20年度の監査にあっては、庶務システムや財務システム等の適切な運用にも留意しつつ、公正かつ効果的な各種監査を実施し、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。

そこで、監査の実施にあたっては、事務事業について、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証するとともに、次の事項にも留意し、監査の実効性を確保する。

- (1) 監査の効率化を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。
- (2) 監査の結果、指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。

さらに、監査結果等の情報は区民に分りやすく公表し、区政の透明性と信頼性を一層高めることにも努める。

2 各監査の方針

平成20年度の監査は次の各方針により実施することとし、監査の機能をなお一層発揮するため、実施にあたって各監査の実施計画を定める。

(1) 定期監査

平成19年度及び20年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。

事務事業の合規性、正確性はもとより、経済性、さらには経費に見合った効果があがっているか、事業は所期の目的を達成しているかの観点にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、重点事項を設定する。

庁内については全部局を対象とするが、庁外の施設については財務事務執行の状況を勘案して対象を抽出し、監査を実施する。

(2) 工事監査

平成19年度及び20年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査の実施にあたっては、計画、設計、積算、施工等の行程が適正に行われているかという観点のほか、経済性や計画の有効性にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、専門的能力を活用した技術調査を実施する。

(3) 行政監査

課題を設定して、区の共通事務の執行や個別事業の執行を対象として実施する。

監査の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政事務が執行されているか、の検証に主眼を置き、事業の経済性、効率性、有効性の観点、さらには事務が能率的に執行されているかという観点にも留意して実施する。

(4) 財政援助団体等監査

平成19年度及び20年度に執行された補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して抽出した団体や施設を対象として監査を実施する。

あわせて、所管部局に対する、財政援助団体等へ指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を実施する。

ア 補助金等交付団体監査 区が補助金等を交付した団体について、経費使用の合規性、正確性、経済性などのほか、事業が補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

イ 出資団体監査 区が出資や出捐を行っている出資団体については、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

ウ 指定管理者監査 区立施設の指定管理者に対しては、施設の目的事業、管理や経理の業務が適正に執行されているかという観点から監査する。

(5) 決算等審査

平成19年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況、健全化判断比率を対象に、区長からの付託を受けて審査を実施する。

ア 決算審査 一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査を行う。

イ 基金運用状況審査 基金運用状況報告の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査する。

ウ 健全化判断比率審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の調製が適切なものであるかを審査する。

(6) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、現金や証書類の保管について確認を行う。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行う。

(7) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、事務事業の合規性、正確性、経済性、有効性などの観点に留意して実施する。

(8) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間

従来、監査の期間は4月から3月までの12か月間としていたが、決算との整合性を図り、また一連の監査行為を期間内に完結させるため、各年6月から翌年5月までの期間とする。

なお、平成20年度は経過措置として、監査の期間は平成20年4月から平成21年5月までの14か月間とする。

4 各監査の実施期間

平成20年度各監査の実施計画は次のとおりである。

| 監査種別及び対象 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | |
|-----------|-----------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|--|
| 定期監査 | 政策経営部 | | | ■ | ■ | | | | | | | | | | |
| | 区民生活部 | | | | | | ■ | ■ | | | | | | | |
| | 保健福祉部 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | |
| | 保育園、児童館 | | | | | | | | | | ■ | ■ | | | |
| | 都市整備部 | | | ■ | ■ | | | | | | | | | | |
| | 環境清掃部 | | | | ■ | | | | | | | | | | |
| | 教育委員会事務局 | | | | | | | | ■ | ■ | | | | | |
| | 小・中学校 | | | | | | | | | | ■ | ■ | | | |
| | 行政委員会事務局等 | | | | ■ | | | | | | | | | | |
| 工事監査 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 行政監査 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 財政援助団体等監査 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 決算等審査 | | | | | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| 例月出納検査 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

随時監査、住民監査請求による監査等は、必要を認めたととき等を実施する。

例月出納検査は、原則として、毎月22日に実施する。